様式第三号の八（第十条の十三関係）

表

第　　号　　年　　月　　日（有効期間１カ年）

所属局部課名

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、宅地建物取引業法第１７条の１７第１項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。

国土交通大臣　　印

6 cm

8.5 cm

裏

宅地建物取引業法抜粋

第 17 条の 17　国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。